

様式第2号（第5条関係）

利用同意書

市が実施する高齢者見守りサポート事業（以下「事業」という。）を利用するに当たり、次の事項について同意します。

- 1 事業の利用申請後、市又は市から委託を受けた事業者（以下「委託業者」という。）が実施する訪問調査に協力すること。
- 2 申請書に記載した情報について、事業の実施に必要な限度において、市が消防署、委託業者、地域包括支援センター、民生委員等（以下「関係者」という。）に提供すること。
- 3 事業の利用において貸与を受けた緊急通報装置及び人感センサー（以下「通報装置等」という。）を適切な管理の下使用すること及びこれを譲渡し、交換し、転貸し、又は担保に供する等事業の目的以外に使用しないこと。
- 4 貸与を受けた通報装置等を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長に申し出ること。また、市長からその修繕に要する費用又は損害賠償の支払を求められたときは、速やかに支払うこと。
- 5 緊急通報を発した後、委託業者からの連絡に応答しないときは、関係者が居宅内に立ち入ることを認め、その際に居宅の一部に破損が生じても、市及び当該関係者はその責任を負わないこと。賃貸住宅等の場合にあつては、私の責任でこれを修復すること。
- 6 事業の利用料として、月額300円を定められた方法で支払うこと。また、通信料、電気使用料その他通報装置等の使用に伴い必要となる費用は、私が負担すること。
- 7 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届け出ること。
 - (1) 住所、電話番号又は世帯状況に変更が生じたとき。
 - (2) 緊急連絡先として指定した者又は近隣協力員に関する事項に変更が生じたとき。
 - (3) 対象者の条件に該当しなくなったとき。
 - (4) 事業を利用する必要がなくなったとき。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を廃止されること。
 - (1) 前項第3号又は第4号のいずれかに該当したとき。
 - (2) 偽りその他不正な行為により利用の決定を受けたとき。
 - (3) 利用料を支払わないとき。
 - (4) その他事業を利用する必要がないと市長が認めるとき。
- 9 壁、天井等に、通報装置等の設置に必要なねじ穴等を開けることがあること。また、このために壁、天井等に生じた破損は、市及び委託業者は修復しないこと。

年 月 日

古河市長 宛て

申請者 氏名

(自署)